

平成 20 年 度 第 3 回

## 八王子市スポーツ振興審議会会議録

日 時 平成 21 年 2 月 9 日 ( 月 ) 午後 7 時 30 分  
場 所 八王子市役所議会棟 第 5 委員会室

## 第3回スポーツ振興審議会日程

1 日 時 平成21年2月9日(水)午後7時30分

2 場 所 八王子市役所議会棟 第5委員会室

### 3 議 題

1. 小委員会報告(澤本小委員会委員長)

2. 答申案について

3. その他

(1) 今後のスケジュールについて

---

#### 八王子市スポーツ振興審議会委員

市内スポーツ関係 長 田 正 美

澤 本 則 男

立 川 富美代

丸 山 正

学校体育関係 高 塚 健 治

学 識 経 験 浪 越 一 喜

和 田 喜久夫

公 募 鴨 川 泰 史

川 井 昂

関係行政機関 菊 谷 文 男

原 島 一

【午後7時30分開会】

和田会長　それでは定刻となりましたので、ただいまから第3回八王子市スポーツ振興審議会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は11人です。条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本審議会は有効に成立しています。西澤委員、小林委員、野口委員、山口委員からは欠席の連絡が入っております。

本日の審議会は、教育委員会からの諮問に対する答申のまとめになります。お手元に配付の進行表、1枚物の議題が書いてあるものになりますが、このとおりに進行することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

和田会長　ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認め、そのように進行させていただきます。

初めに、小委員会委員長報告を議題とします。委員長からはあらかじめ報告を受けておりますが、小委員会委員でない委員の皆様にも、前回の本審議会以降、小委員会でどのような審議が行われたのか、その概要と結果について説明をお願いします。

澤本委員長、よろしくをお願いします。

澤本委員長　ただいまから、前回の審議会以降に小委員会でいった審議の経過及び結果についてご報告いたします。

小委員会は、前回の審議会以降4回開催し、残されている課題について審査いたしました。そして、先日、小委員会における審査資料のうち、答申づくりに重要であると考えられるものを和田会長に提出するとともに、審査の概要を報告、和田会長のもとで本日お示しする答申案を作成いたしました。答申案の内容については、後ほど、和田会長の進行のもとにご審議いただきますので、私からはお手元に配付の答申案を補足する意味で、特に重要と思われる内容について概略をご説明いたします。

小委員会は、前回の本委員会の後、4回開催いたしました。初めに施設面の議論のうち、残されていた議題である隣接する狭間スポーツ広場のあり方について検討を行いました。検討結果は答申に示されてあるとおりでございます。

2回目以降は運営面での審査を行いました。まず、施設の使い分け、すなわちどのような場合に新体育館を使い、どのような場合に既存施設を使っていくのか、また新体育館の持つ特性をどのように活かしていくのかという議論を行いました。このことは答申案では具体的に示されておりませんが、この考え方をベースに答申案のすべてが構築されております。これについては、お手元配付の小委員会報告資料を参考にさせていただきたいと思っております。

次に、施設の予約方法を考えるに当たって、どうしても整理しなければならない課題として市民スポ・レク大会、市民体育大会のあり方について検討いたしました。このことは、答申案と直接関係ないため、答申案には示されておりません。しかし、市民スポ・レク大会、市民体育大会における施設の使用基準を設け、現在行っている日程調整会議を継続することにした結

果、市民優先の仕組みをつくることができました。答申案中、翌年度事業日程編成フローの中にこのことが生かされております。市民体育大会のあり方、予約時期等の詳細については、お手元の小委員会報告資料を参考にさせていただきたいと思っております。

次に、一般開放事業のあり方について検討いたしました。一般開放事業については、答申案では新体育館で実施するものを個人参加型事業と呼んでおります。これについては答申案に示されているとおり、議論したので説明は省略いたします。

以上、小委員会における議論のうち、特に重要と思われる点についての説明をいたしました。ただいま説明した内容のほか、小委員会では大変細かい部分まで検討を行いました。

小委員会の詳細については、会議録にとどめてありますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

以上で、私の報告を終わります。

和田会長 ありがとうございます。委員長の報告は終わりました。

小委員会の報告を受けて、あらかじめ答申案を作成してあります。答申案は皆様のお手元に配付のとおりであります。かなり分厚くなってありますが、あともう一つは、今、澤本委員長からご報告があった資料は別資料になっております。

それでは、これから答申案についてのご意見、ご質問を受けたいと思っておりますが、初めに、私の方から若干説明させていただきます。といいましても、若干ではなくてかなり長くなってしまふと思っておりますけれども、この内容について審議したことについて、量が多いのですので、少しずつ区切っていききたいと思います。

まず、平成20年3月に教育委員会から受けた諮問の内容は、「新体育館整備のための基本方針・基本構想を策定するに当たって本審議会の意見を求める」として「既存施設も含めた各施設の役割・位置づけ」などの項目が挙げられていました。今回の答申案は、それらに項目ごとに答える形式ではなく、新体育館の整備基本方針、それから基本計画の案を示すという答申とし、包括的に答えようというものであります。

それでは、お示ししてあります答申案の中身について、順次、ご検討をいただきたいと思います。なお基本方針・基本計画案のうち、この冊子の中の24ページ、こちらに「施設構想模式図」というんですか、この図の下、本日はその部分から随時区切って会議を進行したいと思っております。

それでは、まず24ページの下段から、25ページ(3)の、 、 についてご提案させていただきます。少しお時間をおきますので、それぞれ委員につきましては、その内容を一読いただきたいと思います。

いかがでしょうか。それでは、この については、隣接する狭間スポーツ広場の再整備、特にこの中で注目されるところが、人工芝のグラウンドに整備し直し、臨時駐車場として活用もできるグラウンドとすることが理想と考えます。そして、それぞれの活用した場合の表が出ております。 については、現在の市民体育館の改修、利用率の低い会議室を利用方法を改めてレクリエーション活動にも利用可能な施設にする、改修をするということ。それから甲の原体

育館の駐車場の駐車台数を拡大する方法を検討すべきであるということが骨子かと思えます。これについて、皆様のご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員 今のところの市民体育館の改修のところで、利用率の低い会議室については改修をと書いてありますね。利用方法を改めて「レクリエーション活動」ではなくて、「多目的」だったのではなかったですか。レクリエーションと言いましたか。レクリエーションというの意味合い違う。多目的室みたいに使うというのではなかったでしたか。

委員 名称は多目的でした。

和田会長 名称はそうでしたね。

委員 ほかの競技にも使えるということのようです。この文章では。

委員 文章として、多目的室として使え、レクリエーション活動にもとならないと、「にも」が先に出ても、本物が出てないように見えるのだけれども。

和田会長 いかがでしょうか。

委員 名称は多目的ホールとか、多目的施設ということでやろうということですから、多様な競技とか、それができるという、そういうイメージだと思うんですね。

委員 理解のもとにつくった人たちは理解しているけれども、第三者が見たときに、そういうふうにはとれないように私は思いますけれども、この文章は。

和田会長 委員会報告資料の方にも、このとおりの言葉になって報告になっております。答申の原文章をつくる段階で、この表現について少し再考させていただくということによろしいでしょうか。表現について。

ほかにありますか。

委員 小委員会に出ておりましたので、この方向といたしますか、報告書について特に問題はないのですけれども、人工芝の駐車場というイメージは、ちょっとわからない部分があって、大丈夫かなという気もするのです。人工芝のグラウンドを使うことがあるのですけれども、かなりたてばいいのかどうかわからないのですけれども、結構重い、乗るとそこがへこんだりするという感じを受けているので、それはどうかなと。ちょっと心配な面があるのだけれど、現実に人工芝の駐車場というのを使っている人があれば、その実態をちょっと教えていただくと参考になっていいかなと思う。この方向は全然反対じゃないのですけれども。

要するに、今度グラウンドを使うときに、それがでこぼこになったりしないかどうかと、それだけなんです。

委員 屋内駐車場というのは、別にこの建物の中にできるわけですね。それで、大会があるときに、その人工芝のところ駐車場になって、大体キャパとしての見積もりというか、どのぐらいあるか、それが大きい大会で受け入れきれぬのかどうか。もし入りきれない場合は、例えば近隣のイトーヨーカドーだとか、ああいうところの駐車場にあふれていく問題が出てくるのではないかなというような気もするのですが、そのキャパシティが大体どれぐらいかを想定しておられるのかということ。

事務局 大体600台ぐらいは収容できます。先ほど丸山委員の方からもありました、人工芝

の駐車場なんですけれども、横浜市等でもやっている事例がございますので、大丈夫かなとは思っておりますけれども。以上でございます。

和田会長 今の600台というのは、全体で600ということになりますか。

事務局 全体では800台ぐらいです。

和田会長 以前にお示した図面、仮の図ですけれども、体育館の下の部分と周りの部分合わせて約200ということでしたね。それで人工芝のグラウンドが600。

私が話すのはおかしいのですけれども、私も人工芝のところを見たことがありますが、いいところもあるし、悪いところもあります。というのは、でこぼこさせないために人工芝の下がコンクリートというところもあります。その辺はもう技術が変わっているでしょうから、今はまたいろいろといいものが出てきているのではないかなと思います。

それでは、方向性、細かい言い回し、語句については再度検討するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 なお、24ページ以前については、パブリックコメントを実施する前にご承認をいただいておりますので、ここからということで再度ご確認をしていただきたいと思います。

それでは次にまいります。

基本計画運営編のうち、26ページから、ちょっと長くなりますが、28ページの3の手前まで、日曜日以外の事業展開の表までということで、少し長いですが、ご一読いただいて、またご質問等お願いしたいと思うのですが。

少しボリュームがあって、似通った表がたくさんあったので、その辺のところなんですけれどもやはり新体育館ができると、これまで以上にたくさんの大会・イベントが当然開催されることが見込まれてきます。それをどういう形で色分けしていくかというのがそれぞれの表だと思います。特に27ページの一番下にありますけれども、特に日曜日については、既存施設も、それからメインアリーナ、サブアリーナについても、大会・イベント、面貸し事業というのが主流になってくるので、日曜日については多目的室を個人参加事業にあてるというのが一つの大きなテーマと。

それから、最後になりますけれども、日曜日以外の日には大会・イベントが重なることは考えにくいですが、仮に大会・イベントの予約が重なっても市民の活動を優先して、基本形での運営を行うべきであると考えますというところ、この3行ですね。基本的に日曜日以外については、サブアリーナを個人参加型事業としますけれども、いろいろ変化した場合にも対応していけるのではないかというのが、今お示したところになります。この中で、何かご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願いたします。

(なしの声あり)

和田会長 よろしいでしょうか。特にご意見がなければ、本案のとおりとさせていただきます。

次に、28ページの中段、この3番から30ページの4の前までになります。施設の予約受付になります。これは図ではなくて表になっていますので、それぞれの言葉について細かく記

してあります。それでは、確認の方をよろしくお願いいたします。

言葉で書いてある表というのはなかなか確認しやすいようで、じっくり読まないといけないところがありますけれども、ここではこの3番の初めに書いてありますように、各事業をスムーズに展開していくために、また市民が使いやすい、市民のための運営をしていくために予約受付の方法を工夫する必要があります。国体などの場合は3年前にその日程等が場所が決定されます。そういう大会等を視野に入れれば、3年前には予約を受け付ける必要があります。しかし、3年も前から無秩序に予約を受け付けている市民が予約をしようと思ったときには既に予約がいっぱいで使えないということにもなりかねません。として、市民を優先するための受付制限ということでそれぞれの表にまとめてあります。

先ほどお配りしてあります小委員会報告資料の方の最後の裏、A3版の裏側の下に、それぞれの予約の時期という表があるんですけども、これがこの言葉の絵を横の表に変えて表記してあります。さらに、また後から出てきますけれども、34ページの方はフロー図という形で日程編成フロー、こちらについても後で少し触れたいと思いますが、こういうような形で新しい体育館で開催する大会・イベント、既存施設で開催する大会・イベント等について、またその時系列について触れたいと思います。

それではここまでの28ページの3番(1)(2)について、皆様のご意見をお願いしたいと思います。

委員 市民の活動を守るために、とても細かい配慮ができています。以上です。

和田会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

委員 中体連・高体連の大会ということで、3年前からのところに、都大会レベル以上ということになっているんですが、市レベル、それからブロックレベルという、もう少し小さいレベルがあるんですけども、その辺はどこかに入んでしょうか。

和田会長 これについては、大会規模、観客数という言い方をかなりしているんですね。それを読み替えてすれば、参加者数というふうに読み替えていただくしかないと思うんですね。私もこの小委員会の中で最初に疑問を持っていたんですけども、例えば700名以上という観客数という表記になっていますけれども、当然選手たちの控え室というのがあるわけではありませぬので、すべてが例えば観客席、観覧席が控えになると考えれば、700名以上の参加者があれば、調整会議にかかる前の申請される大会となり得ると思います。ただしそれが、このだんだんときた中で、504以下になった場合には、調整会議の必要があるかと思えます。

事務局 それから、今、会長の方からのお話と、あと一遍にたくさんの試合を消化しなければいけないような大会、そういうようなものも当然必要なというふうに思っています。

以上でございます。

和田会長 ほかによろしいでしょうか。

(なしの声あり)

和田会長 よろしいでしょうか。それでは、本案のとおりとさせていただきます。

次に、30ページ4番、個人参加型事業の展開の32ページの中段、5の前までになります。

一般開放事業等の個人参加型の展開についてです。ご確認をお願いをします。

よろしいでしょうか。内容につきましては、現在行われております一般開放事業、現市民体育館で行っているもの、それぞれで例えば球技のもの、それからエアロビクス等、ストレッチとか、そういうものの中から新体育館に移行するもの、それからさらに新体育館ができたことによって新たな事業が展開できるということ、それから貸し出しの単位の時間帯を見直すこと、現在のように、一般開放の実施時間と貸出単位時間が一致していないことから生じるムダの改善、さらにめくっていくと、現在では300円の使用料ということなんですが、さらにハイレベルなもの、事業を展開し、市民に少し高いお金をいただいてもハイレベルなものを提供できるのではないかとということです。あとは新しい体育館で実施する曜日や時間帯について検討と、最後に指導員の確保のためということもございます。いろいろ見直していこうということが盛り込んであります。

それでは、この中で皆様方のご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員 この左側の現状の表が、現状では現在市民体育館の主競技場で行われている一般開放というのは、この表だと延長のラインがちょっとおかしいんじゃないかなという、9時半まで一般開放やっているわけであって、このまま出すと実際、バドミントンなり何か外でやっている方がちょっと誤解するんじゃないかなというのがあるんで、9時半までのラインまで印というか、黒塗りじゃないとおかしかなという気はします。

事務局 確かに今の委員さんのおっしゃるとおりで、一般開放事業につきましては9時半まで、すべてやっております。これについては訂正させていただきます。申しわけございませんでした。延長ではなく、通常9時半でございます。

和田会長 ほかにございませんか。

委員 料金のことは今の現状の300円と載っているですけども、料金設定については今後検討して決めていけばいいことなんですが、例えば都心の港区だとかなんかの事例を見ますと、港区の人が少なくて、もうとにかく全国区なんです。要するに料金は同じなんです。もういろんな区の人が来ていて、本当に港区の人は、ほんの一握りという地域もあるんですね。しかしながら、多摩地区の方を見ると、今度はほとんどが、多少はほかからも来ているけれども、ほとんどが地元の市民というその違いがあると思うんですね。そのときに、場所によっては市民と市民外の料金差をつけているところもあるんですね。その部分については今後の課題ということで議論をしてないんですけども、もし答申案の中にそれが必要なかどうかということがあるとすれば、検討はこれからでいいんですけども、そういうことも今後検討すべきではないかみたいなところを、ちょっと一文入れてもいいかなという気がしているんです。同じにするにしても、別料金にするにしても。ということはちょっと必要かなという気はするんですけども。

事務局 現状、市民体育館を管理している中では、確かにそういった議論もなくはなかったんですけど、現実には市民であるかないかの確認する行為、これは非常に煩雑でございまして、通常は券売機で購入していただくのですが、それだけではなく恐らく我々職員が目での証明

するもの、市民であれば運転免許証とか、もしくはそれに類するものがあればわかります。そうではない方についてはどうかという判断もあります。それからあと、市民体育館の場合、これは八王子の場合はそうですけれども、市内在住、在勤、在学という考えもございまして、そう考えますと、じゃあ市民じゃなくても市外の方でも在勤という方もいますので、そうなりますと非常に難しい話になってしまうこともあり、八王子の場合は市民と市民以外の間に料金の差を設けていません。

委員 今、答えていただいたので、例えば体協のある団体が借りると、これはもう当然八王子だからいいです。でも日野市の体協が借りると。今の考え方でいうと全く同じ料金でということになるわけですね。その辺は考えてもいいんじゃないかというのが私の考えなんです。だから、どうするかというのはこれからの結論を出していくとして、ただ検討してもいいかなという感じがするんです。いい体育館ができれば八王子だけではなくて、近隣でも借りたいということが恐らく出てくるだろうと思う。場所がいいですし、アクセスいいですから。それはこちらから言えば空いているときは使っていただいてもいいと思うんですけれども、料金設定は同じでいいのかどうかという、この辺もちょっと議論が1回どこかでやっておく必要があるかなというふうに思ったので、今ちょっと質問してみたんです。

事務局 私が先ほど申し上げましたのは、どちらかというところと一般開放とか、券売機で買う場合の想定でございまして、例えば今、委員さんのおっしゃった、日野市の体協さんが借りるような場合は窓口で申請しますので、市民以外の料金設定をしても確認できますので、いずれにしても検討すべき内容であると考えております。今回の審議会での意見ということで、できるかどうかはまた検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。それ以外にございますでしょうか。

それでは、今の委員のご提案につきましては、再度提出前に、また後でご提案させていただきましても、正副会長、また事務局との最終段階で、その辺のところを検討し、提出させていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

和田会長 ありがとうございます。

それでは次に32ページの5番、それから33ページの6番、7番についてです。これはそれぞれの多目的室、それからトレーニング室、それから飲食物の販売について書いてありますので、確認をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは多目的室については、具体的に個人参加型事業の曜日を4日、うち1日は日曜日、面貸しの曜日を3日とすることが望ましい。それから、最後にありますけれども、実態にあわせた柔軟な対応をしていくことが必要である。トレーニングルームについては、パブリックコメントではもっと大きなものを望むご意見がありましたが、大きさも300平米というふうに規定していますけれども、設計の段階では柔軟な対応をする。それで、市民の声を反映した、さらに運営の方法で対応していきましようということです。

それから、飲食物の販売については、飲食可能なスペースを設けているということ。それが

ら大会・イベント時に飲食物を販売するスペースを確保すれば足りると考えますというふうになっております。

これについて皆様のご意見がございましたら、よろしく申し上げます。

(なしの声あり)

和田会長 よろしいですか。それでは特に意見がないようですので、本案のとおりとさせていただきます。

続いて、最後になるんですけれども、33ページの8番、ここが先ほどの29ページにあった予約の受付方をそれぞれ日程の編成方法という形でまとめてあります。次のページ、34ページのこのフローなんですけど、実は小委員会のメンバーの方は多分見たらわかると思うんです。このフロー図で。ただ、一般の市民の方がこの図だけを見たとしても、少しわかりづらいと思います。これを文章で8番のところに(1)から(7)までに書いてあります。少ないので私が読みます。

(1)大会・イベントの事業日程は、3年度前から予約を受け、順次、日程が決まっていきます(大会・イベントの種類によって予約開始時期は異なる)、(2)既存施設の第1回日程調整会議の結果を受けて、翌年度の市民スポ・レク大会及び市民体育大会で新しい体育館を使用する日程を決定します(前年度の7月末)、(3)新しい体育館で行う個人参加型事業の日程を編成します。つまり大会の日程が決まった後に空いている部分で新しい体育館での個人参加型の日程を編成をします。(4)既存施設の第2回日程調整会議の結果、既存施設を予約できなかった団体の予約を受け付けます。新体育館の受付になります。(前年度の9月初旬)(5)最終調整を行い、翌年度の大会・イベント・個人参加型の事業、一般開放等ですね、日程を確定をします。既存各館も含めた全施設の翌年度日程確定をさせます。(6)日程確定後に受け付けた大会・イベントの予約分を日程に追加をします。(追加分の受け付けは現行の予約システムによる予約を開始するまで=翌年度日程確定後12月まで)最後に例えば先ほど出たようなほかの団体ということになりますけれども、現行の予約システムにより、予約を受け、現行どおり日程を確定します。この場合は面貸し事業と同時になります。(大会・イベントであっても面貸し事業として扱い、空いていれば予約できます)(前年度の12月半ばから)

その文章を絵にしたものが、次の34ページになります。全体図を見ちゃうとちょっとわかりづらいんですけれども、大きく分けると、最初の左にあります新しい体育館で開催する大会・イベントという、この一塊が一つになります。(先着順・順次確定)までの文字のところが一塊です。これがまたもとに戻りますけれども、29ページの表の一番上になります。

それから、その右下の既存施設で開催する大会・イベントのくくりから、左の7月と書いてある「日程を加える」を含めて、第2回日程調整会議(前年度9月初旬)というところが、どちらかという一つのくくりになります。ここまでの大きな大会・イベント、それから市民体育大会やスポレク大会等、それから加盟団体等の日程調整が終わって決まります。

さらに次に、左の真ん中辺にあります個人参加型事業の翌年度日程作成、つまり一般開放や各種教室等がここで日程を作成し、9月のところ、次の下のところで大会・イベント、個人参

加型事業日程最終調整を行います。

右にいきまして、既存施設、市民体育館で行う個人参加型事業の日程を加えて、今言いました翌年度の大会・イベント及び個人参加型が確定をします。さらに余っているところを翌年度の大会・イベント追加予約の受付が開始をし、日程を追加します。これが現行の一般の方の予約システムが開始するまでとなります。そして12月になって、そのさらに空いている部分、これは一般開放等も含めて空いている部分を現行予約システムによる予約の開始となります。

ですから、これちょっと実際にお渡しする前に、この表も少し、もう少し見やすいようにできればなというふうに考えております。

この時点で、この前の編成方法並びに34ページの日程編成フローについて、ご質問、ご意見等がございましたらお願いをしたいと思います。

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

和田会長 一番苦労したところでございます。

それでは、本案のとおりとさせていただきますが、フロー図に関しては少し手を入れさせていただきたいと思っております。一般の方、全然知らない方が見たときに、この図だけ見てしまうとちょっとわかりづらいなと思いますので、基本的には変えませんが、並び方等を変えたいと思っております。

それでは最後に、35ページにおわりにという形で後書きを掲載させていただきました。これを、本当に市民のためにつくるところを言いたいということをやちょっとお汲み取りをいただきながら読んでいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。表現的にちょっと語句でこうした方がいいなということも少しあるかと思うんですが、またそこについて、もしこう変えた方がいいよということも含めまして、ご意見・ご質問がございましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員 よくできた答申で感心していましたが、おわりにのところで拝見して、上段のところに、今委員長おっしゃったように、いろんな観客の観点を見て四方に配置するなどという、他の体育館に見られない誇れる独自の工夫だというのがありますが、そういうのをこの小委員会の報告資料の表紙の一番にあります。体育館の特徴を生かした運営方法というのが最初から特徴というのが気になっておったんですが、その下の新しい体育館の特徴と見ると、これは特徴でも何でもなくて、これは単なる規模じゃないかなという気がするわけで、今おっしゃったように、他にはない体育館の規模以外にも、こういうのがこの体育館の特徴じゃないかなという気がしたんです。それが一つと。

それから、ここにも書いてありますけれども、貸し出すルール、大変複雑であろうと。ですから、これ競技団体とか、加盟団体は何でもないと思うんですが、一番この最後に書いてある個人参加型事業を展開されるような期待をする。そのところに大変わかりやすいルールを、しかもわかりやすいように知らせる必要があるんじゃないか。これは何回かやっていたら市民の方も学習効果が上がって少々失敗しても問題ないと思っておりますけれども、つくった方だけがわ

かっているのではなしに、みんなにわかっていただくという必要があるんじゃないかなという気がいたしました。

それと一番最後、これは下から2行目、確かにこれは新体育館の整備のことですけれども、報告書の方には既存の体育館のことも書いてありますので、基本計画にのっとった新体育館を建設すると同時に、既存の体育館の整備をするということで、新体育館と既存の体育館の整備というのを2つ併せ持った方がということをちょっと感じたのですけれども。

和田会長 ありがとうございます。

委員 表現でよろしければ。答申案の中、一番最後、今のおわりにという中で、真ん中辺なんですけど、現在のところ、新しい体育館の運営主体は決まっていますんで、こちらで決めるという感じじゃないので、そのところの次のところ、PFI事業の検討も進んでいますというのを、こちらで言うというのはちょっと変な感じがしますので、文章をちょっと変える必要があるかなと思いますので、その辺また検討するときにちょっとお願いできればと思っています。

和田会長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

和田会長 よろしいですか。それでは今、委員からありました結びのところ、現在の現市民体育館のこと、それから今、委員から出ました、我々が言うべきことなのかどうかというところについて、答申をつくる前の段階において再度検討させていただき、修正をし、決定をするということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

それでは、本当に皆様方にじっくり読んでいただいて、この答申案を審議をいただきました。ただいまいただいたご意見を反映した答申を、それではここで私と丸山、澤本副会長において取りまとめをしまして、今ご意見をいただいた内容を加味し、教育委員会に提出したいと考えておりますが、ご一任いただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。ご異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

委員 最後の36ページの名簿の中で、私自身ではないのですが、2番の名簿の中の真ん中の学校の2番目の山口先生、小学校の方なんですけど、「高倉小中」となっている、小学校校長先生です。

和田会長 ありがとうございます。

委員 話が終わってから質問するのはおかしいのですけれども、これは大変なことなので質問せざるを得ない。

さっき、委員から中体連・高体連の話が出ましたが、そのときに委員長の話は観客が700とか、観客数によって決めますと言いましたよね。その話し方は、選手の控え室がないので、その選手も含めての人数というふうに私は聞いたんですが、理由の右側を見ますと、観客数が504を超える競技大会だとしますよね。このときに選手はほとんど504人出たとしますと、

右側の競技レベルの高い大会であると推測されると書いてありますよね。競技レベルが高いというのは、私たちが言う競技レベルというのは全国大会とか、世界大会みたいなのを競技レベルが高いということで、504人を超える人数が小・中学生が集まった場合は、これはそういう解釈でいいんでしょうか。

私、事前に事務局にも聞いたんですけど、観客数に縛りがあるようですけれども、解釈の仕方は、委員長の解釈は観客じゃなくて、プレーをしている人も着替えるところがないから、その人も勘定に入るという考え方だったんですか。

例えば、私たちも1,600人ぐらいの子どもが集まるんですよ。子どもの大会であるから、すごく競技レベルが高いとは言えないんです。でも場所がすごくいる場合があるので、その場合には選手数で、さっきの委員長の理解が委員の質問に対して観客数には選手の数も含むというふうに私は聞いたんですが、違いますか。そここのところの解釈がちょっと理解できないんですが。

和田会長 3年前から予約を受け付けるものという限定ではなくて、ここで言うと例えば700名とか、504名とかという規定はそれぞれの施設の観覧席の数ですよ。504というのは今の市民体育館の観覧席の数ですよ。700というのはここで想定しているサブアリーナの観覧席の数であると。いうところでの数の仕切りを一つのラインとするというのが皆さんのご意見の中にありましたよね。小委員会の中で。

委員 この問題は観客数が700を超えるという、観客というのは見る人でしょう。見る人が700を超えると、右側を見ると、かなりレベルの高いものだから、内容がよいもので観客が700人ぐらいくればいいというふうに解釈、このままだとできるんだけど、委員から小中学生の市民レベルの場合はどうしますかという質問のときに、選手は観客として数えるというふうに私はとったんですけど。

委員 こう理解したものですから。要するに観客数、選手を含めての観客数が504、または700というのがありますよね。一番上の3年前。先ほどの話で私は、じゃあこの人数を超えれば3年前から予約できるんだというふうに理解をしたんですが。

委員 選手を含めて理解したんですか。

委員 理解をいたしました。

委員 これ一般の人が見ると、観客が700というと、700人の観客がこなきゃ予約できないのかと、このままの文章だとそうなるんじゃないですかね。

事務局 誤解を招いて申しわけないです。そもそもここに観客数という概念が出てきたこと自体は、メインアリーナが「みる」「みせる」、これができる体育館ですと、そこがスタートでございまして、ですので、ここに504とか700とかと書いてあるのは、基本的にメインアリーナ、見せるハイレベル、あるいは広さを利用したたくさんの試合、予選をたくさんしなきゃならない大会とかございますので、そういったのがメインアリーナ、それからハイレベルでもメインアリーナを使わずに済む大会、そういうのがあり得るだろうということで、この504、これはサブアリーナを単独で使う場合を想定しています。ですので、その下さらに700を超

えるものとか、2,000平方メートル以上と、ここについては、スポーツ以外のイベントについてはできるだけサブアリーナを使っていたらいい、そういうことです。というのは、先ほど委員長から説明がありましたとおり、サブアリーナは市民の方が日程調整会議で使えなくなった場合の受け皿、そういうふうにご利用したいので、ですからスポーツ以外のイベントではサブアリーナは使えませんよと、遠回しにここで言っていると。

それから、観客につきましては、やはり「みる」「みせる」を重視していますので、ここに書いてある数字については観客、あくまでも観客という。

委員 観客ですね。

事務局 ただ、委員が言われましたとおり、中体連、高体連、それでもやはりたくさんの方が必要になると、そういった場合については3年前からというのには該当しなくても、ほかの救いようがあるかなと考えております。

委員 その救いようのところで、さっき私の質問もう1回言いますと、都大会レベル以上と中体連と高体連は書いてあるので、それは都大会レベルはわかったんですが、市の中学生の中体連の大会、これはどこに入るのかなというのが、どの段階から一番下なのかなと。その救いようというのは一番下で救ってもらえる、これは一番下というのは一番最後ですよ。優先順としては。

事務局 3番目に入ります。また、都大会レベル以上でなくても、観客数が504を超えれば使えるということ、3年前から。

委員 ちょっと待って。そここのところで委員長が504を超えるのは選手も含むと言ったんだけど、それはそうなのか、そうでないのか。だったら、ここに選手と観客数を含め504と書かなくてはならないのに、観客数が504というのと意味が違いますよね。

委員 私が言っているのは、中体連・高体連の大会のところではなくて人数のところ、ちょっと話が出たので。これは恐らく右側を見ると、全然意味が合わないんですね。中学生あたりの大会が競技レベルが高いなんて、通常はそれほど高くはないわけで。そうすると私たちもそうなんです。子ども中心に、私1,600人ぐらい集める大会やるんですけど、それすごいレベルが高いかといったら、普通の一般市民がやるやつですからそれほど高くない。でも、今の話から行くとこの大会は軽くクリアしちゃうんだけど、これじゃそこはおかしいんじゃないかと思うんですよ。

和田会長 私の認識不足というか、思い込みで今、先ほど発言してしまいましたので、ここで訂正をさせていただきます。

今、29ページの一番上の3年前から予約を受け付けるもので、大会・イベントの種類、1番、2番、3番、4番の観客数が504を超える競技大会まで、これが上に書いてある大会になります。イベントではなくて大会ですね。一番上はイベントでもあるんですけども、普通に振り分けると大会ですね。次がスポーツイベントになります。この上の1、2、3、4については、観客数の申告をしていただくということです。ですから504以上という申告をいただく。これは観客です。選手ではありません。

委員 選手ではないということですね。それならわかります。理由を読むと全然合わなくなっちゃうからね。

和田会長 ですから、それ以外で今度下にくると、またさらに観客数が2,000を超えとかというのが入ってきます。この場合はイベントというわけです。3年のところの最後のところも、観客数が700を超えるもの。例えば競技レベルが高い大会でなくても、観客数が700を超えるものについては、この5番目で入るということです。

例えば中体連のバスケットをやったとしたら、観客数というのはどのくらいなんですか。

委員 すごく大ざっぱな数え方で、生徒の選手数だけの親が来る可能性はあるというのがすごく大ざっぱな計算です。2人来るところもありますけれども。

和田会長 その申告ということですよ。その中で言うと、前にも議論があったように、その申告より少なかった場合どうするのかというような議論もありましたけれども、まずはここで私たちの答申の内容としては、予約を受け付ける基準を明確にしたというところまで。その後のさらに実際に始まってからのことについては、中でも幾つかあったんですけども、それぞれの現状を踏まえて、また再考するべきであるということも中に書いてある部分もあります。

委員 そういう理解で、再度説明をいただいたので、いわゆる学校関係の予約の受付に関しては、ちょっとこれでは観客数だとか、それではあわないところが出てくると思いますので、優先しろとは言いませんが、先ほどもうちょっと明確に学校関係はこういう形で受け付けるというのを何らかの形であらわしていただいた方が混乱しないかなど。当然ねらうと思うので。

和田会長 逆に一つ、今現状で中体連の、現在の市民体育館の予約はどのようにされているのかご存じですか。

委員 種目ごとで違うと思いますので、バドミントン、バスケット、バレーボール、それぞれ違うと思いますし、取れなければ各中学校でばらばらにやるというものもあるので、それから3年先なのか、来年のことなのかということも随分変わってくる学校の形では。ですので、ちょっとここでは一般の方というか、一般の団体も含めての予約方法だというイメージできていると思うので、学校が別枠では無理だということであれば、またそれはそれですし、お願いであれば可能かなということ。

事務局 これはあくまでも新しい体育館に限っての決めでございます。既存体育館については、基本的には今までどおりになっておりますので、ここについてはあくまでも新しい体育館のみを記載させていただいております。ですので、既存体育館の方にも若干の余裕は生じるであろうということも考えられますので、あくまでもここに書いてある基準を満たす場合は中体連、小体連というくくりではなく、この基準を満たしているのであれば、この基準どおりに新体育館を予約できますということです。

ですので、この基準に達してない場合には既存施設を使っていただくとか、またその他のルールにのっとった形でやっていただく。そういう形でございまして、新体育館について小体連、中体連というのを特別扱いしているということはありません。

和田会長 逆に私質問していいですか。現在、既存の市民体育館の日程調整会議に中体連等の、

例えばバスケットとか、バレーボールの方も来て、登録をして日程調整会議で現在の体育館は押さえていえるのが現状ですよ

委員　そうです。今は、中体連は毎年11月に行く調整会議にきています。

和田会長　そうだと、この34ページのフロー図の右側の第1回日程調整会議に今の学校関係の方も入ってくる。

委員　いや、そうじゃない。そうじゃないですよ、第2回ですよ。一般の日程調整会議ですよ。

和田会長　市の主催が第1回で、次の第2回に入ってこようと思います。すみません、間違えました。

ここで漏れて、さらに新体育館の左にいったところですよ、第2回が予約ができなかった大会・イベントについては9月の大会・イベント事業、日程最終調整に入るという左にいきま

す。

委員　そのためにサブアリーナ空けてある。

和田会長　そうですね、そのためのサブアリーナ。

委員　早目にたしか調整会議を繰り上げたんですね。11月に行っていたものを9月に繰り上げたんですね。

和田会長　結局、市民。だから小学生、中学生も当然市民ですよ。という、一般のイベント・大会予約の前に空いているところを優先的に使わせていただくために、第2回調整会議で漏れた方については、これをうんと早めていますので、現在は11月ですけれども、9月に最終調整で空いているサブアリーナ等に対応するというのが、このフロー図になります。

委員　小委員会に出てないと、急に言われてもわからないと思うんですけども、この3年前からの流れは新しい体育館の話でしょう。

和田会長　そうです。

委員　だから、今までの体育館の人は、フロー図の右側を見ればいいわけですよ、34ページを見ていけばわかるわけでしょう。漏れた方はサブアリーナを貸しますと、こういう話だったですよ。

和田会長　そうです。

委員　市民優先だから漏れた方はこっちに入れて、その後。でもそうすると3年前から入っちゃうと入れなくなっちゃうんじゃないか、こぼれた人は。

事務局　その問題も検討はさせていただきましたけれども、予約の制限の中で、相当サブアリーナ自体、サブアリーナ単独で予約できるという大会を思いっきり絞り込んでございますので、サブアリーナの方に空きが生ずるはずでございます。というのは、メイン、サブ両方を使うような大きな大会でない限り、サブアリーナを単独で使うことはない縛りにしてあります。

委員　そうすると、何となくこの29ページがよく理解できるんで、要するによほど大きな大会でハイレベルのやつがくると、こういうことですね。一般の人たちがくるような大会ではないということになりますよね。この大会という考え方は、それでいいですか。

和田会長　想像するに、例えば観客数が700を超えるような大会というのはそんなにはない

かなと思いますし、それから日体協、都体協という、大会がどの程度大きなもので申し込んでくるかというのは想像が今のところはつかないですね。ですから、やはり実際に運用が始まってみないと、今ここで想像してきつい縛りをつくるのがいいのか、それで何も来なかったら運営できないわけですから。その辺のところはこういう一定のラインを私たちはつくって下さいというご提案をさせていただいて、それについてまた実際の運用計画ができてくると思われますので、ここで言っているこの新体育館の受付の縛りの順番と、それから既存の体育館のこのフロー図にあるものを繰り上げて、市民、当然小学生から競技団体まで、全ての市民が一般の受付前に調整をして、既存の施設並びに新体育館の施設を併用して、漏れのないようにしてくださいという答申のつもりでございますので、それ以上詳しくここで決めるということではありませんので、ぜひその辺のところを意図を汲んでいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

---

和田会長　それでは、今後のスケジュールについて事務局より報告願います。

事務局　きょういろいろご議論いただきました内容を答申案に反映させまして、まとめさせていただきます。と思っています。

それから2月25日の教育定例会に諮りまして、この答申を教育委員会としてどういうふうな形で決定するかという形になりますが、ここで決定をみたいというふうに思っております。

3月上旬には議会への報告をいたしましてこの基本計画、基本方針の公表を行い、3月中旬から下旬にはPFI事業導入可能性調査の事業者の契約というふうな手順でいきたいと思っております。

年度末でお忙しいところなんですけれども、3月の末にはスポーツ振興審議会を開催を予定してございます。

このようなスケジュールで今後進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

和田会長　ありがとうございました。もう一度確認をしますが、2月25日の教育委員会定例会に答申を提出をさせていただき、承認された時点で3月上旬に議会に報告となります。そして3月の末に審議会を開催することとなりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長　それでは、以上で本日のスポーツ振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【午後8時55分閉会】